

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-118
処分の種類	地方拠点法の促進区域における移転除却命令			
根拠法令条例等・条項	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第21条第6項			
処分の概要	都道府県知事は、拠点整備促進区域内において建築物の新築等の許可に違反した者等があるときは、相当の期間を定めて、良好な拠点業務市街地の整備等に必要限度において、当該建築物等の移転除却を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	(処分基準) 未設定 (処分の基準としては法令の規定で十分であり、新たな処分基準の策定は不要である)			
基準の制定根拠	—			